

## 矢田南部地域の整備計画にかかる質問に対する回答【大阪市】

ご質問に対する回答日時点での大阪市としての回答は以下のとおりです。

なお、ご質問の趣旨を損なわない範囲で、一部、内容の要約や表現をあらためていますことをご了承ください。

回答日：2022(令和4)年2月9日

	質問内容	回答
1	事前質問への回答で「都市計画法に基づく地区計画において、土地利用方針や建築物の用途制限などを定める方向で現在検討を進めているところ」とありますが、責任主体はGLP社になるのですか。	<p>地区計画とは、地区ごとのきめ細かなまちづくりをおこない、良好な市街地環境を創出するため、ベースの用途地域等による一般的な制限に加えて、建築物の用途や形態に関する制限などを詳しく定めるものです。</p> <p>矢田南部地域における地区計画は、開発事業者と本市とで協議・調整を行いながら検討を進めており、都市計画審議会への付議などの都市計画法に基づく所要の手続きを経て本市が決定することになります。</p> <p>なお、地区計画決定後に、本区域内で建築行為等を行う場合は、本件の開発事業者に限らず、すべての建築主は本地区計画の内容に適合させる必要があります。</p>
2	矢田教育の森公園の管理運営業務について、地域の団体とも協議されることを考えていますか。	<p>現時点では、公園の維持管理については本市で行うこととしています。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラスパOSAKAも矢田南部地域と思いますが、どうするのですか。</li> <li>・ラスパOSAKAの西側の駐車場と東住吉スポーツセンター部分を一体で商業施設として開発し、スポーツセンターをスポーツゾーンに移転させることはできないのですか。</li> </ul>	<p>もとゆとり健康創造館（ラスパOSAKA）についても、今回の整備計画の対象地となっており、建物を取り壊しのうえ事業用地（物流施設）の一部として整備する計画となっています。</p> <p>また、今回の整備計画については、「東住吉区矢田南部地域まちづくりビジョン」に基づき開発事業者の公募及び選定を行ったものであり、西側のもと第2駐車場と東住吉スポーツセンターについては今回の開発対象地としておりません。</p>

	質問内容	回答
4	矢田生協医療センター南側のコインパーキングはなくなるのですか。	ご質問にあるコインパーキングは、本開発区域内のため、2022（令和4）年3月末をもって供用を終了します。
5	公園等の利用者が利用できる駐車場の設置をお願いしたい。	矢田教育の森公園は、主として徒歩圏内の近隣に居住されている方の利用に供することを目的とする近隣公園であるため、現時点においては駐車場、駐輪場の整備は予定しておりません。
6	大阪市として交通機関の整備を考えていないのですか。	今回の開発計画に関連して本市において交通機関を整備する計画はありません。